

別表（第 19 条関係）

種別	開示の実施方法	交付する媒体の規格	負担すべき費用の額	
文書、図画及び写真	乾式複写機による写しの交付	日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙	白黒	1 枚につき 10 円
			カラー	1 枚につき 50 円
フィルム	印画紙に印画したものの交付	縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルの印画紙	1 枚につき 30 円	
電磁的記録	録音カセットテープに複製したものの交付	日本産業規格 C 55 68 に適合する記録時間 120 分までのもの	1 巻につき 250 円	
	ビデオカセットテープに複製したものの交付	日本産業規格 C 55 81 に適合する記録時間 120 分までのもの	1 巻につき 350 円	
	用紙に出力したものの乾式複写機による写しの交付	日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙	白黒	1 枚につき 10 円
			カラー	1 枚につき 50 円
	光ディスクに複製したものの交付	日本産業規格 X 06 06 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの	1 枚につき 100 円	
		日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの	1 枚につき 150 円	

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を 1 枚として計算する。
- 2 負担すべき費用の額が、この表により難しい場合については、市長が別に定める。